

東京地方裁判所 平成●●年（○○）第●●号 供託金還付請求権確認請求事件（第1事件）、平成●●年（○○）第●●号 供託金還付請求権確認請求事件（第2事件）

国側当事者・国ほか

平成31年4月15日一部認容・棄却・確定

判 決

第1事件原告（第2事件被告） 株式会社X
（以下「原告X」という。）

同代表者代表取締役 A

同訴訟代理人弁護士 真家 茂樹

第1事件被告（第2事件原告） 国
（以下「被告国」という。）

同代表者法務大臣 山下 貴司

同指定代理人 高洲 昌弘

同 須波 敏之

同 渋川 佐紀子

同 米窪 康幸

同 島村 清一郎

両事件被告 Y1
（以下「被告Y1」という。）

同訴訟代理人弁護士 八木 理

同 丸谷 国央

両事件被告 破産者株式会社Y2
破産管財人Y3
（以下「被告管財人」という。）

同訴訟代理人弁護士 上田 優子

主 文

- 1 原告X、被告国、被告Y1及び被告管財人の間で、原告Xが、別紙供託金目録記載1の供託金のうち550万円につき、還付請求権を有することを確認する。
- 2 原告X、被告国、被告Y1及び被告管財人の間で、被告国が、別紙供託金目録記載1の供託金のうち485万1782円及び同目録記載2の供託金につき、還付請求権の取立権を有することを確認する。
- 3 被告国のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、原告Xに生じた費用の5分の1及び被告国に生じた費用の20分の3を原告Xの負担とし、原告Xに生じた費用の5分の1、被告国に生じた費用の20分の3及び被告Y1に生じた費用の3分の2を被告Y1の負担とし、原告Xに生じた費用の5分の1、被告国に生じた費用の20分の3及び被告管財人に生じた費用の3分の2を被告管財人の負担とし、その余は被告

国の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

1 第1事件

主文1項と同旨

2 第2事件

原告X、被告国、被告Y1及び被告管財人の間で、被告国が、別紙供託金目録記載の各供託金につき、還付請求権の取立権を有することを確認する。

第2 事案の概要

第1事件は、原告Xが、破産者株式会社Y2（以下「破産会社」という。）から、破産会社のB株式会社（以下「B」という。）に対する運送料債権を譲り受けたとして、破産会社のBに対する運送料債権を差し押さえた被告国、破産会社の破産手続申立代理人弁護士で、破産会社のBに対する運送料債権の譲渡を受けたとする被告Y1及び破産会社の破産管財人である被告管財人に対し、Bが債権者不確知を理由に供託した別紙供託金目録記載1の供託金のうち550万円につき、原告Xが還付請求権を有することの確認を求めた事案である。

第2事件は、破産会社のBに対する運送料債権を差し押さえた被告国が、原告X、被告Y1及び被告管財人に対し、別紙供託金目録記載1及び2の各供託金の還付請求権の取立権を有することの確認を求めた事案である。

1 前提事実（争いが無い、掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア 原告Xは、いわゆるファクタリング業等を目的とする株式会社である（甲1）。

イ 破産会社は、運送事業等を目的とする株式会社であるが、平成28年11月●日、千葉地方裁判所で破産手続開始決定を受けた。

ウ 被告Y1は、破産会社の破産手続開始申立ての代理人弁護士である。

エ 被告管財人は、破産会社の破産管財人である。

(2) 破産会社とBとの間の運送業務委託契約

ア 破産会社は、平成20年4月21日、Bとの間で、Bが破産会社に運送業務を委託することを内容とする集配備車に関する運送業務委託契約（以下「集配備車契約」という。）を締結した。集配備車契約について、紙の契約書は存在せず、WEBシステムのデータ上に契約書が存在する。同契約書12条によれば、委託料金は、毎月20日締め、翌月20日支払とされており、同契約書23条によれば、集配備車契約に基づく債権には、譲渡禁止特約が付されている（丙4）。

イ 破産会社は、平成26年2月17日及び平成27年3月12日、Bとの間で、Bが破産会社に運送業務を委託することを内容とする宅配に関する運送業務委託契約（以下「宅配契約」という。）を締結した。宅配契約についても、紙の契約書は存在せず、WEBシステムのデータ上に契約書が存在する。同契約書11条によれば、委託料金は、毎月20日締め、翌月20日支払とされており、同契約書13条によれば、宅配契約に基づく債権にも、譲渡禁止特約が付されている（丙5）。

ウ 破産会社は、Bとの間で、集配備車契約及び宅配契約のほかに、チャーター取引と呼

ばれる取引を行っていた。チャーター取引とは、依頼者から個別に各営業所に配送依頼があった場合、都度、外注先となる運送業者に対してWEBシステムを介して、チャーター発注書及び業務受託約款により発注内容や条件を確認させて行う取引のことをいう。チャーター取引についても委託料金は毎月20日締め、翌月20日支払であり、チャーター取引の業務受託約款15条によれば、チャーター取引にも譲渡禁止特約が付されている。(丙6)

(3) 原告Xと破産会社との間の債権譲渡契約

- ア 原告Xは、平成27年10月2日、原告との間で、債権売買基本契約を締結した(甲5。以下「本件基本契約」といい、甲5の契約書を「本件基本契約書」という。)。本件基本契約書によれば、破産会社を債権者、Bを債務者とする平成27年7月1日から平成30年10月31日までの間に発生した債権が売買の対象とされ、対象債権に債権譲渡禁止特約が付されていないことが売買の条件とされている(1条)。また、破産会社が原告Xに対して対象債権の全部又は一部を売却する場合には、別途、個別契約を締結することとされ、個別契約の対象とされた債権は、個別契約の締結と同時に、原告Xに移転することとされている(2条1項、4項)。
- イ 破産会社の代表取締役であるC(以下「C」という。)は、本件基本契約と同じ平成27年10月2日、原告Xに対し、破産会社とBとの間に取引基本契約書はなく、債権譲渡禁止特約はない旨の確認書を差し入れた(甲9。以下「本件確認書」という。)
- ウ また、原告Xは、本件基本契約と同じ平成27年10月2日、破産会社との間で、本件基本契約及び個別契約に基づき原告Xが破産会社から買い取った債権の回収事務等を、原告Xが破産会社に委託する旨の事務委託契約を締結した(丙14。以下「本件事務委託契約」といい、丙14の契約書を「本件事務委託契約書」という。)。本件事務委託契約書によれば、破産会社は、原告Xに対し、譲渡対象債権の回収日に、回収した譲渡対象債権の全額を、原告Xの指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとされている(5条)。
- エ 原告Xは、平成28年9月20日、破産会社との間で、破産会社がBに対して有する平成28年10月1日から同年11月30日までの間に支払を受けるべき運送料債権の内金550万円を、代金478万円で買い受ける旨の個別の債権譲渡契約を締結した(甲6。以下「本件債権譲渡1」といい、甲6の契約書を「本件個別譲渡契約書」という。)
- オ 原告Xは、本件個別譲渡契約書と同じ平成28年9月20日付けで、破産会社宛ての支払明細書(丙18。以下「本件明細書」という。)を作成した。本件明細書には、「2 貴社が代理業務を行う場合について」として、「お支払い頂く金額 ①予定日10/20 5,500,000円 ②予定日 10/20 5,100,000円」、「但し、予定日までに債権が回収されなかった場合には、回収金は、予定日ではなく実際に債権を回収した日に直ちにお支払いください。」などと記載されている。

(4) Bによる運送料の支払

Bは、平成28年10月20日、破産会社に対し、同年8月21日から同年9月20日までの間の集配備車契約及び宅配契約に基づく運送料合計1006万4860円(以下「10月支払分債権」という。)をE銀行本八幡支店の破産会社名義の口座に振り込む方法

により支払ったが、破産会社は、このうち550万円を同年10月20日中に原告Xに支払わなかった（丙17）。

(5) 債権譲渡通知

原告Xは、平成28年10月20日、Bに対し、破産会社を代理して、本件債権譲渡1について、債権譲渡通知書（以下「本件譲渡通知1」という。）を内容証明郵便で送付し、同月21日、Bに到達した（丙19各枝番）。

本件譲渡通知1には、原告Xが、破産会社から、平成28年10月1日から同年11月30日までの間に破産会社がBから支払を受けるべき運送料債権及びその他の報酬債権の内金550万円を譲り受けた皆が記載されている。

(6) 被告Y1に対する債権譲渡

ア 破産会社は、平成28年10月21日、被告Y1に対し、破産会社がBに対して有する運送料債権のうち、支払期限が同日以降に到来するものについて債権譲渡した（以下「本件債権譲渡2」という。）。

イ 破産会社は、平成28年10月21日、Bに対し、本件債権譲渡2について、通知書（以下「本件譲渡通知2」という。）を内容証明郵便で送付し、同通知書は、同月22日、Bに到達した（乙ロ1各枝番）。

(7) 被告国による運送料債権の差押え

ア 被告国は、平成28年11月2日当時、破産会社に対し、別紙租税債権目録1記載のとおり、納期限を経過した合計2568万8319円の租税債権（ほかに未確定延滞税あり。）を有していた（丙2の1）。

なお、被告国は、平成28年12月7日時点では、破産会社に対し、新たに納期限を経過し発生した租税債権を加え、別紙租税債権目録2記載のとおり、合計2348万1945円の租税債権（ほかに未確定延滞税あり。）を有し、平成29年1月16日時点でも、別紙租税債権目録3記載のとおり、同額の租税債権（ほかに未確定延滞税あり。）を有していた（丙2の2、2の3）。

イ 被告国は、平成28年11月2日、別紙租税債権目録1記載の租税債権を徴収するため、破産会社がBに対して有する、債権差押通知書到達日現在の未払運送料及び当該通知書到達日以降に支払期日が到来する運送料の支払請求権を差し押さえ、同差押えに係る債権差押通知書は、同月4日、Bに到達した（丙22各枝番）。

(8) 破産会社に対する破産手続開始決定

破産会社は、平成28年11月●日、破産手続開始決定を受け、被告破産管財人が、破産管財人に選任された。

(9) Bによる供託と、被告国による供託金還付請求権の差押え

ア 破産会社は、平成28年11月18日当時、Bに対し、同年9月21日から同年10月20日までの期間に係る運送料として、1035万1782円の支払請求権（以下「11月支払分債権」という。）を有していた。その内訳は、集配備車契約分が849万0180円、宅配契約分が118万6602円、チャーター取引分が67万5000円であった（甲4、丙6ないし9）。

イ Bは、平成28年11月18日、11月支払分債権に係る債務について、同債権に付されている譲渡禁止特約に対する原告X及び被告Y1の善意・悪意が不明であるため、

過失なく真の債権者を確知することができないとして、別紙供託金目録記載1のとおり供託した（甲4。以下「本件供託金1」という。）。

ウ 被告国は、平成28年12月7日、別紙租税債権目録2記載の租税債権（ただし、同目録順号7の債権を除く。）を徴収するため、破産会社が有する本件供託金1の還付金請求権を差し押さえ、同差押えに係る債権差押通知は、同月8日、千葉地方法務局船橋支局に到達した（丙24各枝番）。

エ また、破産会社は、平成28年12月20日当時、Bに対し、同年10月21日から同年11月20日までの期間に係る運送料として、26万7224円の支払請求権（以下「12月支払分債権」という。）を有していた。その内訳は、集配備車契約分が23万4943円、宅配契約分が3万2281円であった。（丙6、10、11）

オ Bは、平成28年12月20日、12月支払分債権に係る債務について、同債権に付されている譲渡禁止特約に対する原告X及び被告Y1の善意・悪意が不明であるため、過失なく真の債権者を確知することができないとして、別紙供託金目録記載2のとおり供託した（丙11。以下「本件供託金2」という。）。

カ 被告国は、平成29年1月16日、別紙租税債権目録記載3の租税債権（ただし、同目録順号7の債権を除く。）を徴収するため、破産会社が有する本件供託金2の還付金請求権を差し押さえ、同差押えに係る債権差押通知は、同月18日、千葉地方法務局船橋支局に到達した（丙25各枝番）。

2 争点及び当事者の主張

(1) 本件債権譲渡1は、貸金業の登録を受けずに、債権を担保に高利による貸付けを行うものとして、公序良俗に反し無効か（争点1）

ア 被告管財人の主張

原告Xは、債権譲渡の形を借りて、破産会社を含む事業者に対し、高利による金銭貸付けを行っているものである。本件債権譲渡1についてみると、原告Xは、平成28年9月20日に破産会社から478万円で債権を買い受け、同年10月20日に破産会社が原告Xに550万円を支払うことになっている。すなわち、原告Xは、本件債権譲渡1の1か月後に、破産会社から115.06パーセント以上の金額の支払を受けるのである。当該仕組みは、あたかも、貸金業の登録を受けずに、債権を担保に高利（本件の場合、年利180パーセント以上）による貸付けを行っているものであり、かかる脱法的貸付行為たる本件債権譲渡1は、公序良俗違反として無効である。

イ 原告Xの主張

本件債権譲渡1は、債権の売買契約である。原告Xが破産会社から支払を受けるのは、本件債権の回収事務を破産会社に委託しているためであるし、ファクタリング（債権譲渡契約）において、対象債権額と売買代金額とが一致するはずはなく、被告管財人の主張を前提にすると、すべてのファクタリングが脱法的貸付行為ということになりかねない。

(2) 被告管財人及び被告国は、本件債権譲渡1が譲渡禁止特約に反し無効であることの主張適格を有するか。原告Xは、破産会社のBに対する運送料債権に譲渡禁止特約が付されていることを知っていたか、または、知らなかったことにつき重大な過失があったといえるか（争点2）

ア 被告国の主張

(ア) 滞納処分に係る差押債権者は、債権の譲渡人本人のように、第三債務者との間で自ら譲渡禁止特約を結ぶ一方、譲受人に対し、同特約を秘して当該債権を譲渡ないし担保に供し、譲受人から対価を得る立場にはなく、かかる法的地位を引き継ぐ立場にもない。また、滞納処分に係る差押債権者は、差し押さえた債権につき創設的に取立権を取得しており、譲渡人である滞納者とは異なる第三者の地位を取得しているから、譲渡禁止特約の存在を理由に譲渡の無効を主張する独自の利益を有しており、その無効を主張できると解すべきである。差押債権者が譲渡禁止特約に反する債権譲渡の無効を主張することができるかについて直接判断した最高裁判例はないものの、最高裁判所平成9年6月5日第一小法廷判決（民集51巻5号2053頁）は、差押債権者は、譲渡禁止特約に反する債権譲渡の無効を主張しうることを前提にしている。

(イ) Bのような大手企業が締結する基本契約に譲渡禁止特約が付されていることが一般的であることは、法制審議会民法（債権法）部会が経団連の会員企業からヒアリングをした結果（丙35の7）等から明らかである。

また、本件確認書と、別会社の代表者が作成した確認書の記載内容がほぼ同一であること、原告Xのホームページを見ても、譲渡禁止特約付きの債権を買い取ることはできない旨を明言しておらず、むしろ、債権譲渡の事実を第三債務者に知られずに済むことを強調していること、原告X代表者は、平成29年5月15日、名古屋国税局の職員に対し、顧客が譲渡禁止特約の有無について真実を述べる可能性は低いという趣旨の発言をしていること、原告Xは、主として金融機関からの借入れが困難な事業者を顧客としていることがうかがわれることなどからすると、本件確認書は、譲渡禁止特約の存在について十分な調査をすることなく、事業の運転資金等に窮して譲渡禁止特約の存否について虚偽供述をする十分な動機を有する顧客本人に確認したのみで、善意・無重過失であることを装うために用意されているものと考えるのが合理的であり、本件確認書の存在は、原告Xの善意無重過失を裏付けるものではない。

以上の点に加えて、原告Xは、金融業者と同等の高度な専門知識、経験及び調査能力を有し、現実には多数の債権売買を行っていたのであるから、譲渡禁止特約の存在を知っていたか、破産会社を通じてBに確認するなどして容易に知ることができたにも関わらず、知らなかったというべきであり、悪意又は重過失が認められる。

(ウ) 仮に、本件債権譲渡1の対象に、11月支払分債権が含まれるとすれば、このうちチャーター取引に係る67万5000円については、原告Xの「善意」を観念する余地がない。

「善意」すなわち「知らない」とは、そのときに存在する事実についての認識であり、いまだ存在しない事象について「知っている」あるいは「知らない」という認識を観念することは日本語の解釈として不自然である。そして、原告Xと破産会社との間で、本件債権譲渡1が行われたとされる平成28年9月20日の時点では、チャーター取引に係る契約は締結されておらず、同契約に基づく債権譲渡禁止特約も存在しない以上、これについて、「知らない」、「知っている」と認識することはできないから、原告Xがチャーター取引に係る部分の債権譲渡禁止特約について善意であったと認める余地はない。

イ 被告管財人の主張

破産会社は、平成27年1月21日に原告Xとの間で本件基本契約を締結しているが、それに先立ち、Cは、原告Xの担当者との面談時に、Bを含むほとんど全ての運送委託者との間の契約において運送料債権に譲渡禁止特約が付されていることを口頭で説明するとともに、契約書面が存在するものについてはそれを交付又は提示した。

Bについては、破産会社が業務委託契約を締結した当初は契約書面が存在していたが、破産会社と原告Xの面談時には、契約条項がインターネット上での表示・確認に変更されていた。そのため、Cは、原告Xの担当者に対し、Bに対する運送料債権には譲渡禁止特約が付されていることを口頭で説明するとともに、過去の契約書を提示して確認させた。

したがって、原告Xは、破産会社のBに対する運送料債権に譲渡禁止特約が付されていることにつき悪意であった。

仮に、原告Xが譲渡禁止特約の存否を直接確認していなかったとしても、原告Xは、多数の債権譲渡案件を扱っているのであるから、運送料債権に通常譲渡禁止特約が付されることを知っていたことは確実である。また、原告Xは、破産会社ら顧客との債権譲渡契約の前後を通じて、顧客に契約書の提示や交付を求めることができるのであるから、譲渡禁止特約の存在を知らなかったことにつき重大な過失がある。さらに、原告Xは、譲渡禁止特約の有無につき、破産会社に本件確認書を作成させるのではなく、インターネット上の表示の確認をする機会があった。にもかかわらず、原告Xはこれを怠っている点で、重大な過失がある。

ウ 原告Xの主張

(ア) 譲渡禁止特約を理由とする無効の主張適格について

そもそも譲渡禁止の特約は、債務者の利益を保護するために付されるものであるから、債務者以外の第三者は、譲渡禁止特約の存在を理由に、債権譲渡の無効を主張することは認められないというべきである。

したがって、被告国は、譲渡禁止特約の存在を理由に譲渡の無効を主張をすることはできない。

また、被告管財人は、基本的に、譲渡の無効を主張することが許されないことが明らかかな譲渡人と変わらない地位にある上、破産管財人による無効主張を認めると、債権譲渡につき第三者対抗要件が具備された後に破産手続開始決定があった場合、破産債権者は、債権譲渡による利益を受けるだけでなく、債権譲渡の無効による利益まで二重に受けうることとなり不当である。

したがって、被告管財人が、譲渡禁止特約の存在を理由に譲渡の無効を主張することも許されない。

(イ) 原告Xが善意であること

原告Xは、ファクタリングを業とする株式会社であり、集合債権譲渡契約を締結する際には、当然、譲渡債権の有無、内容、金額、債務者の資力・属性、譲渡禁止特約が付されているか否かを確認し、そのために契約書等の取引関係書類の提出を求めているし、譲渡禁止特約付きの債権であることを認識しながらこれを買取ることはあり得ない。このことは、本件基本契約の契約書（甲5）に、ファクタリングの対象債権は譲渡禁止特約が付されていない債権であることを明記し、本件債権譲渡1の契約書（甲6）にお

いても、譲渡禁止特約が付されていないことを顧客に表明及び保証させていることから明らかである。

被告国は、原告Xは、集配備車契約及び宅配契約の契約書の存在及び内容を確認し、各契約に付されている譲渡禁止特約の存在について悪意であったと主張する。また、被告管財人は、Cが、原告Xに対し、Bに対する運送料債権に譲渡禁止特約が付されていることを口頭で説明するとともに過去の契約書を提示して確認させたなどと主張し、原告Xは譲渡禁止特約につき悪意であると主張する。

しかし、原告Xが、本件基本契約の際、破産会社に対して契約書等の取引関係書類の提出を求めたところ、破産会社は、Bとの間で取引基本契約書は存在せず、破産会社がBに対して有する運送料債権に譲渡禁止特約は付されていないと説明した。破産会社が、かかる説明をしたことは、本件確認書から明らかである。また、破産会社は、破産手続の申立代理人である被告Y1に対しても債権譲渡（本件債権譲渡2）をしているところ、Bに対する運送料債権に譲渡禁止特約が付されていることについて、原告Xに対して説明したのであれば、被告Y1に説明しないということは考えられないところ、破産会社は、被告Y1に対しても、譲渡禁止特約が付されていることを説明していない。

さらに、Bは、平成19年からWEBシステムによる契約を導入しており、導入から2年をかけて順次WEB契約に切り替えたとのことであり、破産会社との契約も平成20年4月21日にWEB契約の方法に切り替えたとのことである。破産会社が、切り替えから約7年が経過した本件基本契約の締結時に、約7年も前の契約書を原告Xに提示することは考えられない。

よって、原告Xは、Bに対する運送料債権に譲渡禁止特約が付されていることについて善意である。

被告国は、チャーター取引に係る運送料債権について、原告Xの善意を観念する余地がないと主張するが、債権譲渡契約締結後に譲渡禁止特約が付された場合、正に譲渡禁止特約について「知らない」のであるから、日本語の解釈として、常に善意無重過失であると解するのが常識的である。被告国の主張を前提とすると、将来債権だけでなく、現に存在する債権についても、債権譲渡契約を締結した後に当該債権に譲渡禁止特約が付された場合には、常に、民法466条2項ただし書による保護を受けられないこととなり不当である。将来債権だけに限っても、中小企業にとって重要な資金調達方法である将来債権の譲渡担保を、譲渡禁止特約によって事後的に無効にすることが可能となり、将来債権の譲渡担保を利用することが不可能になることを意味する。

(ウ) 原告Xに重過失がないこと

原告Xの担当者は、Cに対し、Bとの間に取引基本契約書がないことを確認し、Bに対する運送料債権に譲渡禁止特約が付されていないことも確認し、その旨を表明する本件確認書の提出を受けており、慎重な調査・確認を尽くしている。

加えて、本件では、破産会社の破産手続申立代理人である被告Y1も債権譲渡を受けているが、破産会社は、被告Y1に対しても、譲渡禁止特約が付されているとは説明しておらず、また、Bと取引先との間の運送業務委託契約は、書面で契約書を取り交わさず、取引先がBのWEBシステムにアクセスして、画面上で「合意する」との選択をする方法で締結する仕組みとなっており、締結した契約書は取引先において出力すること

はできないものとなっていることからすれば、C自身、契約書が存在するという認識を有していなかった可能性が高いといえ、いずれにせよ、弁護士である被告Y1ですら、Cが譲渡禁止特約について虚偽の事実を述べていると疑っていなかったのであるから、原告Xが、Cが譲渡禁止特約について虚偽の事実を述べていると疑う余地がなかったことは明らかである。

被告国は、Bのような大手企業が締結する基本契約には債権譲渡禁止特約が付されていることが一般的であると主張するが、被告国が主張するヒアリングの結果は、24社の回答に止まる上、全ての契約に譲渡禁止特約を付している企業はこのうち14社に止まる。

また、被告国は、運送料債権について譲渡禁止特約が付されていることが多いかのように主張するが、原告Xは、破産会社から、B以外に対する運送料債権も買い取っているところ、これらの債権について譲渡禁止特約は付されておらず、原告Xは、債権譲渡通知の上、自ら回収している。

また、被告国は、原告Xが譲渡禁止特約の有無についてBに確認すべきであったかのような主張もしているが、破産会社が、売掛先に債権譲渡をしたことを知られないように、二者間契約によるファクタリングの申込みをしている以上、Bに対する問い合わせなどすべきではないし、仮に問い合わせたとしても、個人情報保護等が強く求められる昨今、具体的な取引内容について回答がなされるとは考え難い。

(エ) 以上のとおり、原告Xが譲渡禁止特約の存在について善意無重過失であったことは明らかである。

- (3) 本件債権譲渡1の対象は、10月支払分債権に特定されたといえるか。そうでない場合、本件債権譲渡1は対象債権の特定を欠き無効か。また、本件譲渡通知1は、対象債権の特定を欠くか。本件債権譲渡1が対象債権の特定を欠き無効である旨及び本件譲渡通知1が対象債権の特定を欠く旨の被告国の主張は、時機に後れた攻撃防御方法として却下されるべきか
(争点3)

ア 被告国の主張

(ア) 本件債権譲渡1の対象は、本件供託金1の原資である11月支払分債権とは取引期間を異にする10月支払分債権であり、本件譲渡通知1がBに到達した時点において、履行済みであった。

すなわち、本件個別譲渡契約書においては、「債権の発生時期」が、「平成28年10月1日から平成28年11月30日までの間に甲が債務者から支払を受けるべき債権」とされているところ、破産会社とBとの間の運送業務委託契約においては、毎月20日締め、翌月20日支払とされており、この期間にBが破産会社に支払をすべき日は、平成28年10月20日と同年11月20日（実際には18日）の2回含まれているが、本件個別譲渡契約書では、本件債権譲渡1の対象となる債権がそのいずれであるかが特定されていない。

ただし、本件個別譲渡契約書と同日付けで作成された本件明細書には、「お支払い頂く金額」として、「①予定日10/20 5,500,000円」と記載されているから、原告Xが破産会社から本件債権譲渡1により譲り受けた債権は、平成28年10月20日を支払日とするものであると解される。この点、原告Xは、本件事務委託契約に

より、原告Xが破産会社から買い取った債権の回収事務等を破産会社に委託していたところ、本件事務委託契約書5条2項には、「甲は乙に対して、譲渡対象債権の回収日に、その回収した譲渡対象債権の全額を、乙の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う」と規定されているから、破産会社が原告Xを代理してBから債権を回収する日は、平成28年10月20日ということになる。

そうすると、同債権に係る運送委託料金の発生に係る取引期間は、平成28年8月21日から同年9月20日まで（10月支払分債権）であったことになるが、これは、本件供託金1の原資である11月支払分債権の取引期間とは一致せず、かつ、10月支払分債権は、本件譲渡通知1がBに到達した同年10月21日より以前の同月20日に、Bが破産会社に対して支払済みである。

以上のとおり、本件債権譲渡1の対象は、本件供託金1の原資となる11月支払分債権とは別の債権（10月支払分債権）であり、平成28年10月20日にBが破産会社に支払ったことによって消滅しているから、原告Xは、本件供託金1の還付請求権を取得し得ない。

(イ) 前記のとおり、本件債権譲渡1の対象は、本件個別譲渡契約書からは、その内容が特定されていないものの、本件明細書によって、10月支払分債権のうちの550万円に特定されたというべきである。

これに対し、原告Xは、破産会社との間で、原告Xが破産会社を通じて又は直接550万円を回収した時点で本件譲渡債権が消滅する（当該回収部分が譲渡対象債権となる）と主張している。

しかし、原告Xが主張するように、本件明細書が本件個別譲渡契約における譲渡対象債権の内容を特定するものでないとすれば、本件債権譲渡1は、譲渡対象債権の特定を欠き無効である。

すなわち、将来債権譲渡契約が有効となるには、当該契約において譲渡対象債権が特定されていることが必要である（最高裁平成11年1月29日第三小法廷判決・民集53巻1号151頁。以下「平成11年最判」という。）。そして、将来債権を目的とする集合債権譲渡契約において譲渡債権の限度額を定めた場合、譲渡契約の存続期間中に、当該限度額以上の債権が発生することがあるが、このようなときには、どの債権が譲渡対象となるのか一義的には定まらないから、例えば、発生時期の古い順、弁済期の到来順といった限定が付されない限り、債権譲渡契約は、識別可能性を欠くものとして無効になると解される。

これを本件についてみると、本件基本契約書には、「個別契約に係る対象債権は、甲乙間で別途書面により定めた場合を除き、当該個別契約の締結と同時に、甲から乙に移転するものとする」と規定されているから、原告Xと破産会社との間の個別譲渡契約において、同契約の対象となる譲渡対象債権が特定されている必要がある。

そして、本件個別譲渡契約書の別紙債権目録には、「債権発生の時期」として、「平成28年10月1日から平成28年11月30日までの間に甲が債務者から支払を受けるべき債権の内金550万円」と記載されているところ、この期間にBが破産会社に対して支払をすべき日は、同年10月20日（10月支払分債権）と同年11月20日（11月支払分債権）の2回あり、それぞれの債権額は、10月支払分債権が1006万4

860円、11月支払分債権が1035万1782円であり、いずれも550万円を上回っているにもかかわらず、譲渡債権を特定するための限定は付されていない。

そうすると、前記のような本件個別譲渡契約書における債権の特定方法では、譲渡対象債権が、10月支払分債権のうちの550万円か、11月支払分債権のうちの550万円かが一義的に定まらないといえる。

したがって、本件債権譲渡1は、被告国の主張どおりに解釈しない限り、契約締結時点で譲渡対象債権の特定を欠き無効であるというべきである。

(ウ) 仮に、原告Xの主張を前提に、本件債権譲渡1が有効であると解しても、本件譲渡通知1に係る通知書における譲渡対象債権の記載はその特定を欠いて無効であり、原告Xは、その譲受けを被告国に対抗できない。

すなわち、債権譲渡を債務者及び第三者に対抗するためには、民法467条所定の方法又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（以下「債権譲渡特例法」という。）所定の方法等によって、通知、承諾、債権譲渡登記等の対抗要件を具備することが必要であり、債権譲渡の通知は、債務者のほか債権譲受人及び差押債権者等の第三者との間で譲受けの優劣を決するものであるから、同通知による譲渡債権の特定は、単に債務者が譲渡債権を認識し得れば良いというものではなく、その記載自体から譲渡債権の内容及び範囲が特定されるものでなければならないと解すべきである。

これを本件についてみると、本件譲渡通知1には、「債権の種類」として「運送料債権及びその他の報酬債権」と、「債権の発生時期」として「平成28年10月1日から平成28年11月30日までに譲渡人が貴社から支払を受けるべき債権の内金5,500,000円」と記載されており、これは、本件個別譲渡契約書の記載とほぼ同じであるが、かかる記載からは、譲渡対象債権が、10月支払分債権のうち550万円であるのか、11月支払分債権のうち550万円であるのかなどが一義的に定まらない。

よって、本件譲渡通知1による譲渡対象債権の記載は、その記載内容からは譲渡対象債権を特定することができないから、原告Xは、被告国に対し、債権譲渡を対抗することはできない。

イ 原告Xの主張

(ア) 被告国は、本件明細書の記載をもって、本件債権譲渡1の対象が、10月支払分債権に具体的に特定されたと主張するが、本件個別譲渡契約書及び本件明細書の日付はいずれも平成28年9月20日であり、仮に原告Xが、本件債権譲渡1の対象を10月支払分債権のうち550万円とする意思を有していたのであれば、単に本件個別譲渡契約書に「平成28年10月20日に」支払を受けるべき債権のうち550万円と記載すれば足りる。

にもかかわらず、本件個別譲渡契約書には、「平成28年10月1日から平成28年11月30日までの間に」支払を受けるべき債権のうち550万円とすることが明記されているのであるから、譲渡対象債権を10月支払分債権のうち550万円に特定したと解するのが自然であるはずがない。

本件個別譲渡契約書において、「平成28年10月1日から平成28年11月30日までの間に」支払を受けるべき債権のうち550万円とすることが明記されているのは、

これを本件債権譲渡1の対象とする意思であったからに他ならないのであり、本件債権譲渡1の譲渡対象債権が、「平成28年10月1日から平成28年11月30日までの間に」支払を受けるべき債権のうち550万円であることは明白である。

本件債権譲渡1について、譲渡対象債権とBによる支払との関係が分かりにくいのは、譲渡対象債権の特定の問題ではなく、破産会社が、Bの信用を失うことを恐れて、直ちに債権譲渡を通知することを希望していなかったことに配慮して、本件事務委託契約を締結し、直ちに債権譲渡通知をせずに、破産会社に譲渡対象債権の回収を委任する形をとった結果、破産会社において、Bに対する運送料債権のうち、譲渡対象債権とそれ以外の債権の回収を行うという局面が生じるからに他ならない。

すなわち、本件債権譲渡1について、直ちにBに対して通知をした場合、Bにとっては、平成28年10月1日から同年11月30日までの間に破産会社に支払うべき運送料のうち、いずれの支払日にいくらずつ原告Xに支払うかは自由に決定することが可能であるが、原告Xに550万円を支払わなければならない、原告Xが550万円を回収した時点で、譲渡対象債権が消滅するのである。破産会社に配慮して、債権譲渡の通知を留保したからといって、この理を変更する理由はなく、原告Xと破産会社との間では、原告Xが550万円を回収した時点で譲渡対象債権が消滅することは当然の前提とされている。そして、本件事務委託契約にもとづいて、破産会社による債権回収を認めた場合、原告Xには、破産会社がこれを適切に回収しなかったり、回収した金員を原告Xに支払わなかったりするリスクに対処する必要がある。

そこで、原告Xは、本件において、譲渡対象債権の範囲を2か月分の債権とし、併せて、破産会社から債権譲渡の通知をなす代理権の授与を受け、いつでも原告Xが破産会社に代理して債権譲渡の通知をすることができることとし、当初の月の支払日までは債権譲渡の通知を留保し、当該支払日までに破産会社が債権を適切に回収して原告Xに支払わなかった場合には、原告Xは、債権譲渡の通知をして、自ら譲渡対象債権を回収できるようにしているのであり、本件明細書に、「貴社が代理回収業務を行う場合に」「予定日10/20」と記載しているのも、これを明確にする趣旨であり、譲渡対象債権を10月支払分債権に特定するものでないことは明白である。

したがって、原告Xと破産会社との間では、原告Xが破産会社を通じて又は直接550万円を回収した時点で本件譲渡対象債権が消滅する（当該回収部分が譲渡対象債権になる）とされていたことは明白であり、理論的に考えても、破産会社が回収した金員を原告Xに支払わないということは、破産会社に帰属する部分を回収したという態度の表れであり、かかる場合には、およそ原告Xから委託された事務を行ったと評価できる余地はないし、実質的にも、破産会社のために債権譲渡の通知を留保し、そのために2か月分の債権を譲渡対象債権としているのに、譲渡対象債権が、破産会社により当初の月に回収して原告Xに支払われなかった部分に限定されるという不利益を原告Xが受けるいわれはない。

よって、破産会社が、平成28年10月20日に550万円以上を回収しても、これを原告Xに支払っていない以上、本件債権譲渡1の譲渡対象債権が消滅しないことは明らかである。

(イ) 被告国は、平成31年1月10日付け準備書面(5)において、新たに、本件個別

譲渡契約書における債権の特定方法では、譲渡対象債権の特定を欠き無効であり、仮に契約は有効であるとしても、本件譲渡通知1の譲渡対象債権の記載は特定を欠き、被告国に対抗できない旨主張するに至った。かかる主張は、平成30年10月29日の原告X代表者の本人尋問における、裁判所の原告X代表者に対する、売買の対象が不明確な気がする、売買の対象は特定できているのかという質問を契機に提出されたことは明白であり、かかる裁判所の質問自体、公平性の観点から実務上消極的な考えも多い積極的釈明と変わりなく、公平性の観点から疑問がある。

もっとも、被告国の主張は、弁論準備手続が終了し、原告X代表者の尋問も行われ、平成31年1月10日午後1時15分に口頭弁論期日が指定され、最終準備書面を提出して弁論を終結することが予定されていた状況下でなされたものである以上、時機に後れた攻撃防御方法であることは明らかである。本件債権譲渡1における譲渡対象債権については、主張立証が尽くされていたのであるから、被告国としては、当該主張をこれまでにいくらかでも提出することが可能であったはずであり、すでに弁論準備手続が終了している以上、かかる主張をしなかったことにつき、被告国に重大な過失があったことは明らかである。そして、弁論終結の間際になって当事者が新たな主張をし、これについて相手方が調査をした上でないと認否・反論ができないという場合には、立証の要否を考慮するまでもなく、訴訟の完結を遅延させるとの要件も満たすと解されている。かかる集合債権の特定に関する主張に対しては、原告Xとしても調査をした上でなければ反論できないことは明白であり、訴訟の完結を遅延させることも明らかである。

よって、被告国の前記主張は、時機に後れた攻撃防御方法として却下されるべきである。

(ウ) なお念のため被告国の前記主張に反論すると、確かに、債権差押えの場面では、集合債権を差し押さえる場合、弁済期の到来順、弁済期が同じ場合には金額の大きい順などの限定が付されるのが一般的であるが、これは、民事執行法の定めに基づくものである。これに対し、集合債権の譲渡や担保は、民法に定めのある制度ではなく、その有用性から、実務、学説及び判例の積み重ねによって確立された制度であり、最高裁も、債権差押えの場面と異なり、特定の程度を緩やかに解釈している。

被告国が引用する平成11年最判は、集合債権である診療報酬債権を、毎月の譲渡金額に上限を付すという形で限度額を定めて譲渡したという事案である。当該事案において平成11年最判は、「譲渡の目的となる債権がその発生原因や譲渡に係る額等をもって特定される必要があることはいうまでもなく、将来の一定期間内に発生し、又は弁済期が到来すべきいくつかの債権を譲渡の目的とする場合には、適宜の方法により右期間の始期と終期を明確にするなどして譲渡の目的とされる債権が特定されるべきである」とした上で、「本件契約による債権譲渡については、その期間及び譲渡に係る各債権の額は明確に特定されていて、上告人以外のDの債権者に対する対抗要件の具備においても欠けるところはない」と判示している。さらに付言すると、そもそも集合債権譲渡担保は、担保の範囲が広範にすぎるため、むしろ限度額等を設けなければ特定性を欠くのではないかという観点で議論されてきたものであり、限度額を定めると特定を欠いて無効になるかのような見解自体、価値判断を無視したきわめて形式的な見解に過ぎない。集合債権譲渡担保や集合債権譲渡契約において限度額を定めることができれば、集合債

権を複数の者に譲渡して資金調達をしたり、複数の者に対して譲渡担保権を設定して金銭の借入れをしたりすることが可能となるため、きわめて有用であることは言うまでもなく、実務上も利用されている。その際、弁済期の前後等の限定を付さなければならぬとすれば、例えば集合債権譲渡担保においては、そのような限定を付すことが極めて困難である以上、結局のところ、限度額を付すことができなくなる。実質的にも、集合債権の始期と終期を定めた場合には特定の要件は満たされ、これに加えて限度額を設けると特定の要件を欠く場合があるというのは極めて不合理である。

そして、将来の集合債権を譲渡する場合、将来の債権である以上、実際にその時期が到達するまで集合債権の額は確定しないことはいうまでもないところ、仮に限度額を設けて、集合債権の額が限度額を超えた場合には特定の要件を満たさず債権譲渡契約は無効となり、限度額を超えない場合には特定の要件を満たして有効になるというのであれば、債権譲渡契約が有効か否かが、将来の不確定な要素によって事後的に決定されることになり、極めて不当である。

集合債権譲渡契約においては、集合債権の始期と終期が明確にされることによって、特定の要件は満たされ（他の債権と峻別され）、これによって、集合債権は、単体債権と同様に一体として扱われ、これに限度額を設けたからといって特定の要件が失われることはなく、この一体となった集合債権が量的に分割されるに過ぎないと解するのが合理的である。

したがって、集合債権譲渡契約において限度額を設けた場合においても、集合債権譲渡契約が特定を欠き無効になることはない。

(エ) もっとも、集合債権譲渡契約に限度額を設けた場合の有効性の解釈にかかわらず、少なくとも本件債権譲渡1及び本件譲渡通知1は有効である。なぜなら、他の債権との識別性が要求されているのは、第三債務者や債権者その他の第三者との関係进行处理するためであり、遅くとも第三債務者や第三者との関係が発生する時点、すなわち、債権譲渡通知の到達等により対抗要件が具備される時点で、他の債権と識別できるだけの要件が満たされていれば足りるからである。

この点、本件譲渡通知1がBに到達したのは、平成28年10月21日であり、Bは、同月20日、破産会社に対し、10月支払分債権を支払済みであるから、本件譲渡通知1が到達した時点においては、Bや被告国との関係では、当該債権はすでに消滅し、11月支払分債権しか残っていなかったのである。そして、本件譲渡通知1が到達して初めて、債務者対抗要件及び第三債務者対抗要件が具備されるため、本件譲渡通知1において、「平成28年10月1日から平成28年11月30日までの間に譲渡人が貴社から支払を受けるべき債権の内金5,500,000円」と記載されていたとしても、すでに消滅した債権に遡って債権譲渡の効力を及ぼすことは不可能である。

したがって、仮に被告国の主張を前提にしても、本件譲渡通知1の到達時点では11月支払分債権しか存在せず、当該債権の内金550万円を譲渡する内容であるとししか解しようがないため、本件債権譲渡1及び本件譲渡通知1は、いずれも特定されており有効である。

(4) 被告Y1は、破産会社のBに対する運送料債権に譲渡禁止特約が付されていることを知っていたか、または、知らなかったことにつき重大な過失があったといえるか（争点4）

ア 被告国の主張

被告Y1は、弁護士として高度な法律的専門知識及び豊富な業務経験を有する者であり、破産会社の破産申立てを行うに当たり、同社の債権債務関係を調査し、契約書等を確認してその内容を把握していたと考えられ、その過程において11月支払分債権及び12月支払分債権に譲渡禁止特約が付されていることを当然に認識していたものと認められる。また、仮に被告Y1が譲渡禁止特約が付されていることを知らなかったとしても、被告Y1は、破産会社の代表者を介してBから契約書を取り寄せるなどして、譲渡禁止特約の存在を認識することができたから、重過失があるというべきである。

イ 被告Y1の主張

被告Y1は、破産会社のBに対する運送料債権に譲渡禁止特約が付されていることを認識しておらず、認識していなかったことに重大な過失はなかった。被告Y1としては、従前のファクタリング契約の経緯から譲渡禁止特約がないと信じるに足りる状況があり、かつ、資産保全の措置をとるため、緊急に債権譲渡通知を発送する必要がある、Bに対し、譲渡禁止特約の有無を確認する暇もなかった。

(5) 被告国による供託金還付請求権に対する差押えは、破産手続開始決定後の新たな滞納処分に当たり許されないか(争点5)

ア 原告Xの主張

原債権の差押えと、原債権が供託された場合における供託金の還付請求権の差押えとは、別個独立の国税滞納処分である以上、破産手続開始決定後になされた本件供託金1及び本件供託金2の還付請求権に対する差押えは、破産法43条1項により認められないと解するのが合理的である。

イ 被告国の主張

供託制度は、原因債権の満足を目的とする制度であり、原因債権と供託金還付請求権との間には実質的な同一性が存在し、執行手続全体からみれば、還付請求権は実質的には原因債権の価値代替物といえることができるから、原因債権を差し押さえた以上、その供託金還付請求権に対する差押えは、原因債権の換価を目的とする一連の手続の一環であり、続行にすぎないというべきである。破産法43条2項の「破産財団に属する財産に対して国税滞納処分が既にされている場合には、破産手続開始の決定は、その国税滞納処分を妨げない」によれば、徴収権者が、破産手続開始決定前に原因債権を差し押さえた場合、その後、滞納会社について破産手続開始決定がされても、徴収権者は、破産法43条2項の規定により原因債権を取り立てることができる立場にあることが明らかである。この規定は、徴収権者が破産手続開始決定前に滞納処分に着手している場合、徴収権者を別除権者に準じて取り扱うのが合理的であるとの趣旨によるものであり、これは、すなわち、破産手続開始決定前に滞納処分に着手した徴収権者は、破産手続によらず、破産債権者に優先して個別的な満足を受けることができる地位を与えられているものと解することができる。しかしながら、譲渡禁止特約に反して債権譲渡を受けた者が存在したために第三債務者によって債権者不確知を理由とする供託がなされ、その供託金還付請求権の差押えとの間に破産手続開始決定が介入するとの一事をもって原因債権差押えの目的を達し得ないこととなるのであれば、その結論が破産手続開始決定前にされた滞納処分の続行を容認した破産法43条2項の趣旨に反して不合理であることは

明らかである。

これを本件についてみると、本件供託金 1 及び本件供託金 2 の還付請求権に対する差押えは、平成 28 年 1 月 1 日●日の破産会社の破産手続開始決定後の平成 28 年 1 月 7 日及び平成 29 年 1 月 16 日になされているが、本件供託金 1 及び本件供託金 2 の原因債権である、運送料債権に対する差押えは、平成 28 年 1 月 2 日付けでなされているから、本件供託金 1 及び本件供託金 2 の還付請求権に対する差押えは破産手続開始決定後の新たな滞納処分には当たらず、破産法 43 条 2 項により、被告国が還付請求権の取立権を取得したことは明らかである。

第 3 争点に対する判断

1 争点 1 について

被告管財人は、本件債権譲渡 1 について、実質的には、原告 X が、年利 180 パーセント以上の高利による金銭の貸付けを行ったものと同視できるとして、公序良俗に反すると主張する。

しかし、原告 X も主張するとおり、債権譲渡において、債権の額面金額と債権の売買代金額が一致しないことは当然であり、このことのみから直ちに、本件債権譲渡 1 が債権譲渡ではなく金銭の貸付けに当たるとすることはできないところ、被告管財人は、他に、本件債権譲渡 1 が実質的に高利による金銭の貸付けに当たることを裏付ける事情について、何ら主張立証しておらず、被告管財人の主張は採用できない。

なお、被告国は、本件債権譲渡 1 が公序良俗に違反するとの主張はしていないが、譲渡禁止特約の認識に係る重過失の評価根拠事実として、本件基本契約の実態が金銭消費貸借契約に準ずるものであると主張し、その理由として、原告 X が直ちに B に債権譲渡の通知をしなかったことは、原告 X が債権回収のリスクを負わず、これを破産会社に負担させて損失を回避するためであったということもできると主張するので、当該主張についても念のため検討する。

この点、本件基本契約書（甲 5）の 2 条 5 項によれば、「個別契約に係る対象債権の全部又は一部が債務者の債務不履行、支払不能又は支払停止により取立不能とされる場合においても、甲（破産会社）が本契約に違反した場合を除き、甲は乙（原告 X）に対して何らの責任を負わないものとする」旨が定められている。そして、原告 X 代表者は、本人尋問において、本件基本契約書 1 条 1 項 4 号に、「債権の発生の原因となる契約に関し、甲及び債務者に履行遅滞その他の債務不履行が発生しておらず、その恐れがないこと」とあるため、債務者による債務不履行があった場合は当該条項に該当し、破産会社が責任を負うことになるのではないかという趣旨の質問に対し、「売った段階でわからなかったら、それは違うと思います。恐れがないことなんで、売るときに段階でそういったもうまずわかっている部分ですか。」「後でわかった場合には適用はないです。」と供述し、債権譲渡の時点で、売主が債務者による債務不履行の恐れを認識していなかった場合には、本件基本契約書 1 条 1 項 4 号には違反しないとの認識を示しているところ、原告 X 代表者の前記供述の信用性を否定するだけの証拠も見当たらない。

したがって、本件基本契約において、原告 X が債権回収のリスクを負う場合があることが予定されているといえる。

また、原告 X 代表者の供述によれば、原告 X が直ちに譲渡通知を行わずに二者間取引の形式をとるのは、顧客（債権の譲渡人）が、譲渡対象債権の債務者（顧客の取引先）に対して債権譲渡通知がなされることによる信用の低下を嫌うためであることが認められるから、直ちに譲渡通知を行わないことについては、顧客（債権の譲渡人）にもメリットがあるといえる。そし

て、少なくとも、本件債権譲渡1については、譲渡対象債権の債務者は、大手企業たるBであるから、破産会社に債権回収を行わせたとしても、事実上、債務者による債務不履行のリスクを破産会社が負担することになるとはいいい難い（かえって、本件では、破産会社が回収した10月支払分債権のうち550万円を原告Xに支払わないというリスクが顕在化している。）。

以上によれば、本件債権譲渡1について、実質的に金銭貸付けと同視し得るとまではいえず、本件債権譲渡1が公序良俗に違反し無効であるとは認められない。

2 争点2について

(1) 認定事実

証拠（丙5）によれば、前提事実のほか、以下の事実が認められる。

ア Bでは、取引先との契約方法について、平成19年からWEBシステムによる契約を導入しており、導入から約2年をかけ、順次、既存の書面による契約からWEB契約に切り替えた。

イ Bと破産会社は、平成20年4月21日、集配備車契約を、WEB契約の方法により締結した。それ以前に、Bと破産会社の間集配備車契約は存在しない。

ウ Bと破産会社は、従前、書面により宅配契約を締結しており、その後WEB契約に切り替えたが、破産会社がBに対し運転手の確保が困難であると申し出たため、平成20年5月に一度解除した。

平成26年2月、破産会社は、Bに対し、運転手の確保が可能となったとして再開を申し出、Bと破産会社は、改めて宅配契約を締結した。なお、Bと破産会社は、宅配契約の支払条件を一部変更するため、平成27年に宅配契約を締結し直した。

エ Bとの間の運送業務委託契約は、Bが取引先にユーザーID及びパスワードを交付し、取引先がBのWEBシステムにアクセスして、画面上で内容を確認の上、「合意する」との選択をすることにより契約が成立する。

締結した運送業務委託契約書の内容は、取引先においてもWEBシステム上で閲覧することのほか、PDFデータとしてダウンロードすることが可能であるが、取引先において出力することはできず、書面による契約書が必要な場合には、Bに出力依頼をしなければならない。

オ BがWEBシステムで使用する運送業務委託契約書には定型の様式があり、取引先から契約締結の際に契約書の内容変更の求めがあった場合には、個別に対応している。

(2) 被告国及び被告管財人は、本件債権譲渡1が譲渡禁止特約に反し無効であることの主張適格を有するか

譲渡禁止の特約に反して債権を譲渡した債権者は、同特約の存在を理由に譲渡の無効を主張する独自の利益を有しないから、特段の事情がない限り、その無効を主張することは許されないが（最高裁判所平成21年3月27日第二小法廷判決・民集63巻3号449頁）、被告国は、同特約の付された債権について差押えをした債権者であり、また、破産管財人も、差押債権者類似の法律上の地位を有すると解されており、いずれも譲渡禁止の特約に反して債権を譲渡した債権者とは立場を異にするから、被告国及び被告管財人は、譲渡禁止特約の存在を理由に譲渡の無効を主張する独自の利益を有するというべきである。

(3) 原告Xは、11月支払分債権に譲渡禁止特約が付されていたことを知っていたか、または、知らなかったことにつき重大な過失があったか

ア 集配備車契約及び宅配契約について

(ア) 被告管財人は、Cが、原告Xの担当者との面談時に、Bに対する運送料債権には譲渡禁止特約が付されていることを口頭で説明するとともに、過去の契約書を提示して確認させたと主張する。

しかし、原告Xは当該事実を否認しており、原告X代表者は、本人尋問において、Cからは、Bとの間に契約書はないと説明を受け、そのこと及び譲渡禁止特約がないことの確認のため、本件確認書の作成を求めた旨供述しているところ、本件訴訟では、いずれの当事者からもCに対する証人尋問の申請はなされておらず、被告管財人の主張を認めるに足りる証拠はない。

また、被告国は、本件確認書は、善意・無重過失であることを装うために用意されているものとするのが合理的であるなどと主張する。

しかし、前記前提事実及び認定事実のとおり、破産会社は、BのWEBシステムにアクセスして、画面上で契約内容に「合意する」との選択をすることにより、同社との間で集配備車契約及び宅配契約を締結したものであり、破産会社の側で、WEBシステム上の契約書を紙で出力することはできない仕組みになっていたことが認められるから、契約書が存在しない旨のCの説明は何ら事実と反するものではない。

また、Cは、破産手続の申立代理人弁護士である被告Y1に対しても、本件債権譲渡2を行っているところ、被告Y1も、破産会社のBに対する運送料債権に譲渡禁止特約が付されていることを認識していなかったと主張している。

前記認定事実のとおり、集配備車契約及び宅配契約については、紙の契約書が存在せず、WEBシステム上で、契約内容に「合意する」との選択を行うことにより契約が成立する仕組みになっていることや、WEBシステム上に用意された契約書は定型の様式のものであることなどに照らすと、原告Xが主張するとおり、C自身が、破産会社のBに対する運送料債権に譲渡禁止特約が付されていることを認識していなかった可能性も否定できない。

以上によれば、集配備車契約及び宅配契約について、原告Xが、破産会社のBに対する運送料債権に譲渡禁止特約が付されていることを知っていたと認めるには合理的疑いが残る。

(イ) また、前記のとおり、破産会社が、集配備車契約及び宅配契約について、契約書を紙で出力することができなかったことからすると、原告Xが、破産会社に対し、集配備車契約及び宅配契約について、契約書の提出を求めることは不可能であったといえるから、原告Xは、破産会社の代表者であるCから譲渡禁止特約はない旨の回答を得た上で、本件確認書を徴求したことで一応行うべき調査は行ったと評価でき、原告Xに重過失があったとまではいえない。

これに対し、被告国は、Bのような大手企業が締結する基本契約には譲渡禁止特約が付されていることが一般的であるとして、これを知らなかった原告Xには重大な過失があると主張する。

しかし、被告国が提出した証拠（丙35の7）によっても、全ての契約に譲渡禁止特約を付している企業は、24社中14社に止まっており、また、原告X代表者は、破産会社から譲り受けたB以外に対する運送料債権の中には、譲渡禁止特約が付されていな

いものも多数あったと供述している。

そうすると、原告Xが、破産会社のBに対する運送料債権に譲渡禁止特約が付されていないことを認識していなかったとしても、直ちに重過失があったとまではいえない。

また、被告国は、原告Xが金融業者と同等の高度な専門知識、経験及び調査能力を有すると主張するが、原告X代表者に対する本人尋問の結果によれば、原告Xは、役員を含めて10名程度の小規模な会社であることが認められるから、少なくとも、大手金融機関のような調査能力を有しているとはいえない。

さらに、被告国は、破産会社を通じてBを確認すれば、譲渡禁止特約の有無を容易に知ることができたとして、原告Xに重過失があったと主張する。しかし、二者間取引によるファクタリングは、譲渡対象債権の債務者（顧客の取引先）に債権譲渡の事実を知られると信用の低下につながるため、取引先に知られず債権譲渡による資金調達を行うことを目的としているのであるから、譲渡対象債権の債務者であるBに対し、譲渡禁止特約の有無を確認しなければならないとすると、契約の目的が達成できなくなるおそれがある。したがって、原告XがBに譲渡禁止特約の有無を確認しなかったことをもって重過失があると評価することはできない。

一方、被告管財人は、原告Xの担当者が破産会社の事務所を訪れた際、WEBシステムの画面で契約書を確認する機会があったと主張する。しかし、原告X代表者は、CからWEBシステムによる契約書があるという説明を受けていないと供述しており、この供述を覆すに足りる証拠はないから、原告Xの担当者が、破産会社とBとの間に、WEBシステム上で閲覧可能な契約書が存在することを認識していたとは認められず、これを確認しなかったことをもって、重過失と評価することはできない。

以上のとおり、被告国及び被告管財人の主張は、いずれも採用できない。

イ チャーター取引について

前記前提事実によれば、チャーター取引は、集配備車契約及び宅配契約とは異なり、破産会社が、Bから個別に業務を受注することにより契約が成立するところ、本件債権譲渡1が行われた平成28年9月20日の時点では、同月21日以降のチャーター取引に係る運送業務委託契約は締結されていないから、同契約に基づく債権譲渡禁止特約も存在しないことになると解される（この点は、原告Xも特に争っていない。）。

そうすると、本件債権譲渡1の時点でチャーター取引に係る譲渡禁止特約自体が存在しない以上、その有無について善意・悪意を論じる余地はなく、原告Xが、チャーター取引について、民法466条2項ただし書による保護を受ける余地はないというべきである。

これに対し、原告Xは、債権譲渡の時点で譲渡禁止特約が付されていない以上、特約の存在を認識し得ないから、常に善意無重過失であると主張する。しかし、原告Xの主張によれば、譲渡対象債権の債務者は、自己の与り知らない将来債権の譲渡によって、譲渡禁止特約を付する利益を制限される結果となり相当でない。

3 争点3について

- (1) 本件債権譲渡1は、譲渡対象債権の特定を欠き無効である旨の被告国の主張は、時機に後れた攻撃防御方法の提出に当たり却下されるべきか

被告国は、本件訴訟の弁論準備手続が終結し、原告X代表者の本人尋問も終了した後の

平成30年12月25日に提出した準備書面(5)(平成31年1月10日付け)において、本件債権譲渡1は、譲渡対象債権の特定を欠き無効である旨の主張をするに至った。

原告Xは、被告国の当該主張は、時機に後れた攻撃防御方法の提出に当たると主張するので検討する。

この点、被告国は、平成29年11月14日の第4回弁論準備手続期日において陳述した準備書面(2)(同日付け)において、本件個別譲渡契約書では、本件債権譲渡1の譲渡対象債権は特定されておらず、本件明細書によって、本件債権譲渡1の譲渡対象債権が10月支払分債権に特定された旨を主張した。裁判所は、原告Xに対し、被告国の前記主張に対する反論を求めたところ、原告Xは、平成30年3月2日の第6回弁論準備手続期日に陳述した準備書面3(同年2月28日付け)において、原告Xが破産会社から譲渡を受けたのは、平成28年10月1日から同年11月30日までの間に破産会社がBから支払を受けるべき債権の内金550万円であり、10月支払分債権に特定したものではなく、本件債権譲渡1とBによる支払との関係が分かりにくいのは、譲渡対象債権の特定の問題ではないなどと反論した。

原告Xは、本件債権譲渡1は譲渡対象債権の特定を欠き無効であるとの被告国の主張は、原告X代表者に対する本人尋問における裁判所の質問を契機としてなされたものであり、裁判所の質問は積極的釈明に当たると主張するが、前記のとおり、被告国は、弁論準備手続において、原告Xの主張を前提にした場合、譲渡対象債権の特定を欠くことになる(したがって、被告国が主張するとおり、本件明細書によって対象が特定されたと解釈すべきである)との主張をしており、この点は本件訴訟の争点になっていたのであって、原告Xには、当該主張に反論する機会も与えられていたといえる。裁判所の質問もこの点に関する原告X代表者の認識を聞いたものにすぎない。

確かに被告国は、準備書面(5)の提出以前には、本件債権譲渡1が譲渡対象債権の特定を欠き無効である旨の主張はしていなかったから、当該主張が新主張であることは否定できない。

しかし、被告国が新たに主張したのは、本件債権譲渡1の譲渡対象債権につき、原告Xの主張するとおりであるとすれば、本件債権譲渡1は無効であるという法律効果の点のみであって、予備的な主張にすぎず、当該主張の前提となる事実関係や法律論についてはすでに攻撃防御が行われていたのであるから、原告Xは、当該主張に対し、新たに調査等を行わなくても認否・反論を行うことが可能であるし、当該主張の当否を判断するために、事実関係について新たな証拠調べ等が必要になるものでもない。

したがって、被告国の当該主張について、時機に後れた攻撃防御方法として却下すべきとまではいえない。

(2) 本件債権譲渡1の譲渡対象債権は、10月支払分債権に特定されたといえるか

原告X代表者の本人尋問の結果によれば、本件個別譲渡契約書において譲渡対象債権が2か月分とされているのは、当初の支払日までは、譲渡通知を留保し、本件事務委託契約によって、債権回収事務を破産会社に委託しており、原告Xは、Bから直接債権を回収できないため、破産会社がBから回収した金員を原告Xに支払わないおそれがあることから、そのような場合に、Bに対して譲渡通知をした上で、2か月目の支払日に原告Xが直接債権を回収するためであることが認められる。

そうすると、本件明細書に、「2 貴社が代理業を行う場合において」、「お支払い頂く金額 ①予定日10/20 5,500,000円」と記載されているのは、本件事務委託契約に基づいて、破産会社がBから債権を回収する場合を想定したものにすぎず、これが履行されない場合には、譲渡通知をした上で、原告Xが自ら債権回収を行うことが予定されていたといえるから、本件債権譲渡の譲渡対象債権を10月支払分債権のみに特定する趣旨であるとは解されず、この点に関する被告国の主張は採用できない。

(3) 本件債権譲渡1は譲渡対象債権の特定を欠き無効か

ア 前記のとおり、本件個別譲渡契約書には、譲渡対象債権を、平成28年10月1日から同年11月30日までの間に破産会社がBから支払を受けるべき運送料債権の内金550万円とする旨が記載されているが、これには、10月支払分債権と11月支払分債権が含まれており、どちらの債権も総額が550万円を超えているにもかかわらず、発生時期や弁済期の先後等による特定がなされていない。

そうすると、仮に、10月支払分債権の弁済前に、Bに対し、本件譲渡通知1と同内容の債権譲渡通知がなされた場合には、Bは、10月支払分債権と11月支払分債権のうち、どの部分が原告Xに譲渡されたかを識別することができないから、譲渡対象債権が特定されているとはいえない。

したがって、本件債権譲渡1の契約締結の時点では、当然には債権譲渡の効力は生じず、仮にその時点で譲渡通知が行われていたとしても、対抗要件を具備しないものと解すべきである。

イ もっとも、このような合意であっても、原告Xと破産会社との間の契約としては、当然に無効となるものではなく、譲渡人である破産会社が、譲受人である原告Xに対し、平成28年10月1日から同年11月30日までの間に破産会社がBから支払を受けるべき運送料債権のうち550万円の債権を譲渡する義務を負うという内容の契約として有効であり、譲渡対象債権が特定された時点で債権譲渡の効力が生じると解するのが相当である。例えば、仮に本件で破産会社が、約定どおりBから回収した10月支払分債権のうち550万円を原告Xに支払っていれば、譲渡対象債権は、その時点で当該部分に特定され、債権譲渡の効力が生じ、同時に弁済により消滅することになると解される。

なお、本件基本契約書2条4項には、譲渡対象債権は、個別契約の締結と同時に原告Xに移転する旨の記載があるが、本件債権譲渡1については、この条項は適用されないと解すべきである。

ウ そこでさらに、本件債権譲渡1について譲渡対象債権が特定され、債権譲渡の効力が生じたといえるかを検討すると、原告Xが主張するとおり、本件譲渡通知1がBに到達した平成28年10月21日の時点では、10月支払分債権は弁済により消滅し、11月支払分債権が残っているのみであるから、遅くとも、同日の時点では、本件債権譲渡1の対象は、11月支払分債権のうちの550万円に特定したと解され、本件譲渡通知1の記載も譲渡対象債権の特定に欠けるところはないというべきである。

もっとも、11月支払分債権の中には、集配備車契約に基づく運送料債権、宅配契約に基づく運送料債権及びチャーター取引に基づく運送料債権が含まれているところ、争点2で判断したとおり、チャーター取引分については原告Xは民法466条2項ただし書による保護を受ける余地がないから、本件債権譲渡1の対象は、11月支払分債権

(ただし、チャーター取引分を除く。)のうち550万円に特定されたというべきである。

なお、このように解すると、集配備車契約に基づく運送料債権と宅配契約に基づく運送料債権とは別個の債権であり、これらの債権のうちの550万円というのでは、依然として譲渡対象債権の特定を欠くのではないかとの疑問は残る。

しかし、本件では、被告国もかかる主張まではしておらず、また、Bと破産会社との間の上記各契約は、いずれも、毎月20日締め、翌月20日支払の約定となっており、債務者であるBも、本件供託金1の供託書(甲4)に、「供託者は、被供託者株式会社Y2に対し、平成28年9月21日から平成28年10月20日に関わる運送業務委託契約に基づく運送業務委託料金1035万1782円の支払債務(弁済期:平成28年11月18日、支払場所:被供託者株式会社Y2本店千葉県船橋市)を負っている。」旨記載し、11月支払分債権を一つの債権として供託している。

したがって、本件債権譲渡1については、上記のとおり、譲渡対象債権が特定されたとみて問題はないと解される。

4 争点4について

被告国は、被告Y1は譲渡禁止特約の存在につき悪意であったと主張するが、争点2でも検討したとおり、破産会社とBとの間の運送業務委託契約について、紙の契約書は存在しておらず、また、本件では、Cに対する証人尋問の申請はなされておらず、C自身がBに対する運送料債権に譲渡禁止特約が付されていることを認識していなかった可能性も否定できないのであって、被告Y1が譲渡禁止特約の存在につき悪意であったと認めるに足りる証拠はない。

もっとも、被告Y1は、破産会社の財産を保全するため、信託的に債権譲渡を受けたというのであるから、原告Xの場合とは異なり、Bに対して譲渡禁止特約の有無を直接確認することについて特段支障はなかったというべきである。そして、Bは、被告国の調査に対し、第三者からの譲渡禁止特約の有無に関する電話照会に回答することは可能である旨回答しているから(丙5)、被告Y1が、Bに対し、電話で譲渡禁止特約の有無を確認していれば、譲渡禁止特約が付されていることを容易に知り得たといえることができる。被告Y1が、緊急に破産会社の資産を保全する必要に迫られていたことを考慮しても、上記のような電話照会を行う余裕すらなかったとはいえないから、被告Y1には、譲渡禁止特約の存在を知らなかったことにつき、重大な過失があるといわざるを得ない。

5 争点5について

以上によれば、原告Xによる本件債権譲渡1は、被告国による本件供託金1の還付請求権の差押えに優先することになるので、本件債権譲渡1との関係では、争点5について判断する必要はない。もっとも、本件債権譲渡2との関係があるため念のため判断すると、原因債権と供託金還付請求権との間には、実質的な同一性が存在し、供託金還付請求権は原因債権の価値代替物と同視し得るから、11月支払分債権及び12月支払分債権と、本件供託金1及び本件供託金2の間には、実質的な同一性が認められ、11月支払分債権及び12月支払分債権(原因債権)を差し押さえた以上、本件供託金1及び本件供託金2の還付請求権の差押えは、11月支払分債権及び12月支払分債権の換価を目的とする一連の手続の一環であり、続行にすぎないと解すべきである(このことにつき、被告管財人及び被告Y1は、積極的に争っていない)。

6 小括

(1) 本件供託金 1 について

以上より、原告 X は、本件供託金 1 のうち、550 万円について供託金還付請求権を有し、被告国は、本件供託金 1 のうち、残りの 485 万 1782 円につき還付請求権の取立権を有する。

(2) 本件供託金 2 について

被告国は、本件供託金 2 について、還付請求権の取立権を有する。

第 4 結論

以上によれば、原告 X の請求は理由があるから認容し、被告国の請求は主文 2 項の限度で理由があるから認容し、その余は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第 3 4 部

裁判官 田中 邦治

別紙 省略